

多治見市議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(宣誓書)

第3条 条例第3条第2項に規定する宣誓書は、宣誓書（別記様式第1号）を標準とし、各議員が調製するものとする。

(補助法人の代表者等就任等の届出)

第4条 条例第7条に規定する届出は、補助法人の代表者等に関する現況届（別記様式第2号）により行うものとする。

(審査請求書の提出)

第5条 条例第8条第1項に規定する審査請求は、審査請求書（別記様式第3号）により行うものとする。

(審査結果の通知)

第6条 条例第11条第7項に規定する代表者への通知は、審査結果通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、同年5月1日から施行する。